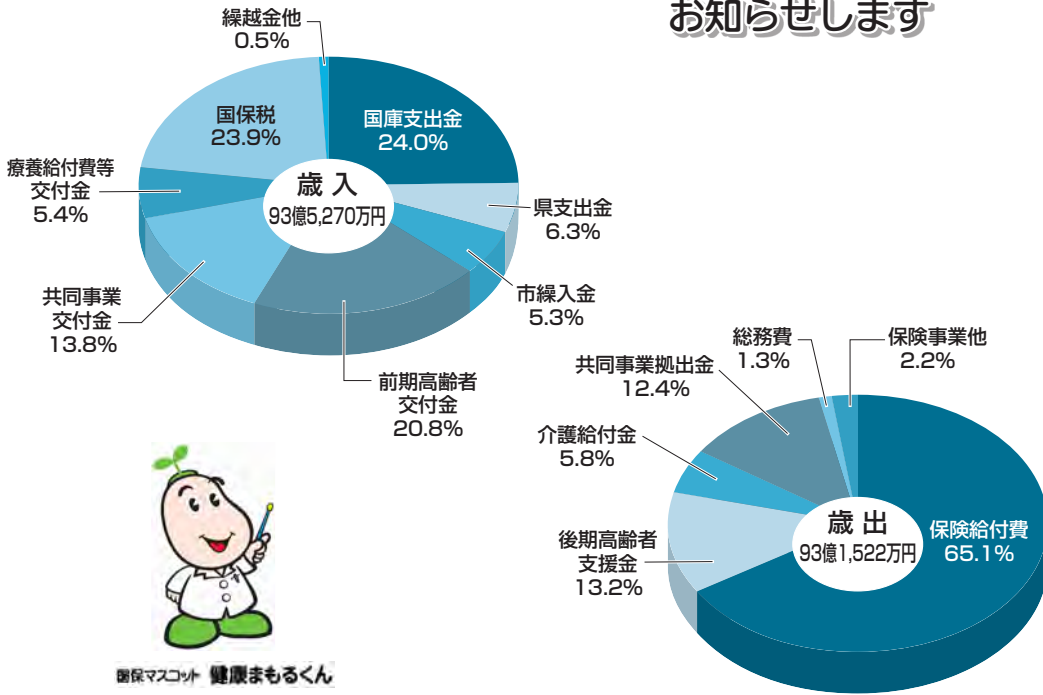


平成25年度 国民健康保険特別会計決算状況を お知らせします



国民マスコット 健康まもるくん

わたしたちの 国民健康保険

国民健康保険ガイド

国保加入世帯 12,892世帯
被保険者数 22,785人
(平成26年12月31日現在)
★保険課 ☎1116

歳入・歳出の内容は

平成25年度の歳入合計は、93億5,270万円、歳出合計は、93億1,522万円であり、共に前年比0.4%の増となりました。

歳入の内訳は、国・県支出金が30.3%、前期高齢者交付金が20.8%で、国や県からの負担金等が歳入の半分を占めています。歳入の重要な財源である国保税の占める割合は、前年比2.0%増の23.9%でした。

歳出の内訳は、国保加入者の医療費を賄う保険給付費が60億6,455万円で、歳出の65.1%を占めています。

1人当たりの医療費の増加

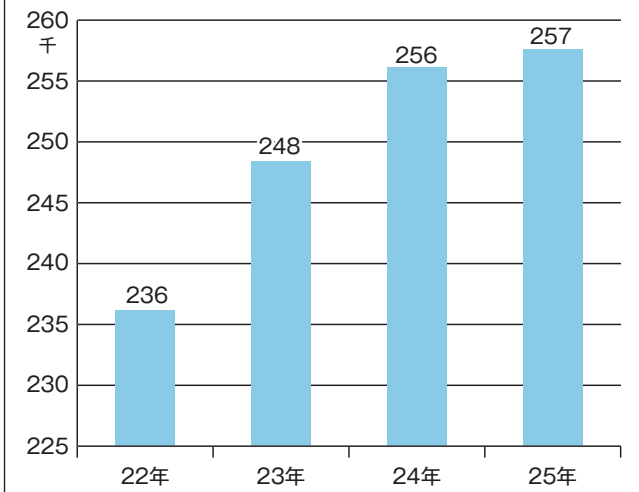
市の国保加入者は、後期高齢者医療制度の導入等により減少傾向にあります。しかし一方で、1人当たりの医療費は、増加の一途をたどっています。

国民健康保険制度は、もとも、社会保険に加入できない自営業者等の保険として発足しました。しかし、近年は、自営業者等の割合よりも、年金受給者や、病气退職、解雇等による無職者の割合が増え

保険給付費の推移 (単位：千円)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
決算額	5,782,711	6,043,705	6,147,212	6,064,556
1人当たりの額	236	248	256	257
被保険者数(人)	24,501	24,294	24,011	23,623

1人当たりの保険給付費



ています。これらの人は、高齢や病气により医療機関にかかる機会が多く、医療費増加の一因になっています。またその収入は、年金や無収入の場合が多く、大きな国保税負担は見込めない状況です。

このように、医療費の増加に対し、国保税の収入が追いつかないという構造上の問題があり、一般会計からの繰入金による赤字補てん(法定外繰入金)で財政を維持している状況です。

平成25年度は、国保税の税率を改定しましたが、税金の基になる所得が伸び悩んでい

るため、市の国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。

健康寿命を延ばしましょう

健康寿命とは、日常的に介護等が必要とせずに自立した生活ができる生存期間のことです。健康寿命を延ばし、生活の質を高めるには、健康的な生活を続けることが大切です。日頃から自分自身の健康のために、適度な運動やバランスの良い食生活を心がけましょう。

引き続き医療費の抑制にご協力をお願いします

①医療費通知を 活用しましょう

医療機関を受診した人には、年4回医療費通知を郵送しています。

医療費の7割〜9割は市国保が負担していることを再認識し、医療費の節約に努めましょう。

②ジェネリック医薬品を 使いましょ

高額な薬を服薬している人は、医師、薬剤師に相談し、ジェネリック医薬品を利用しましょう。

1か月当たりの自己負担額の差額に300円以上の効果が見込まれる人に差額通知を郵送しています。差額は少なくても一生では大きな節約になります。

③かかりつけ医を 持ちましょ

家族全体の病歴や体質を知るかかりつけ医がいると安心です。病気全般の相談をしやすく、必要な場合は適切な医療機関を紹介してもらえます。

④重複・頻回受診は やめましょ

医師の紹介を受けずに、同じ病気で複数の医療機関を受診するのはやめましょう。

重複受診は、その度に初診料を支払うことになり、何度も検査や処置、投薬などを行うことで、体にも負担がかかります。治療に対する不安や疑問があれば、かかりつけ医に相談してみましょう。また、かかりつけ薬局やお薬手帳を活用し、薬の重複や飲み合わせに注意しましょう。

⑤休日・夜間の受診は 控えましょ

軽傷な人の救急医療への受診は、緊急性の高い患者への治療に支障をきたすことがあります。また、診療時間外の診療には加算金がかかり、医療費の支払いも高額になります。緊急性の高い症状のときを除いて、休日・夜間の受診を控えましょう。



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者は 毎年所得申告が必要です

申告を忘れると、保険税(料)の軽減制度が適用されないなど、不利益が生じる場合があります。

【申告が必要な人】

- ・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ・後期高齢者医療制度加入者
- ※国民健康保険・後期高齢者医療制度に未加入の世帯主、加入者で配偶者控除・扶養控除の対象者、所得がない人も申告が必要です。

【申告が不要な人】

- ・確定申告、市・県民税申告をした人

・市役所に給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出されている人

【申告方法】

- ①平成27年1月1日現在、本市に住民登録があった人
2ページで申告日程と会場
申告時に必要なもの等を確認し、期間内に済ませるようにしましょう。
- ②平成27年1月2日以降に本市へ転入した人
平成27年1月1日に住民登録していた市町村へ申告してください。

交通事故等で保険証を 使用する場合には至急連絡を

交通事故等、第三者から受けただけなどで国民健康保険・後期高齢者医療の保険証を利用するときは、加害者等へ求償手続を行う必要があります。そのため、保険証を利用の際には必ず保険課へご連絡ください。

なお、工作中や通勤中のけがで労災が適用になる場合、保険証は使用できません。その際は、保険課での手続きは不要です。



75歳からの医療保険は「後期高齢者医療制度」です

【被保険者】

75歳以上の人及び65歳から74歳の人で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

○平成25年度の加入状況

被保険者数(加入者)	埼玉県全体	675,469人
	◇本市	9,023人
保険料	収納額	514,970千円
医療費	埼玉県全体	568,131,391千円 【1人当たりの医療費 841千円】
	◇本市	8,209,064千円 【1人当たりの医療費 910千円】

【歳入】

現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支援金で約4割が賄われ、公費(国34%、県8%、市町村8%)で5割残りの1割を加入者の後期高齢者医療保険料で賄っています。

【運営主体】

埼玉県後期高齢者医療広域連合(県内全市町村で構成)